

被扶養者認定を申請する際に必要な書類等 ～ 早見表 ～	健康保険											届 国年		その他必要
	異動届 1・2枚目	保険証	現況届	非課税証明書	離職票① 原本	離職票② 原本	年間収入届	確定申告書 第1号	在学証明書 C	年金類 直近3年 の判別 C	国民年金 第3号 届	年2 人分 C	年 帳 * C	
配偶者 (妻・夫)	1. 長い間無職である。	○	○	○	○							○	○	※年金手帳の名前を変える場合: 年金手帳原本 ※住所変更がある場合: 国民年金被保険者住所変更届
	2. 約六ヶ月の間に勤めを辞めている。	○	○	○		○	○					○	○	※失業給付を受けた場合: 雇用保険受給資格者証のコピー
	3. パート、アルバイトなどを行っている。	○	○	○				○				○	○	※ 場合によっては市区町村発行の所得証明
	4. 自営業、個人事業主などを行っている。	○	○	○					○			○	○	※ 場合によっては市区町村発行の所得証明
子	出生時	○	○											
	幼稚園 保育園	○	○											
	小学校 中学校	○	○											
	高校生	○	○											※中学校卒業後、働いている場合はご連絡下さい
	(予備校) 専門学校	○	○	○						○				※高校を卒業後、働いている場合はご連絡下さい
	短期大学 大学生	○	○	○						○				
	大学院生	○	○	○						○				
	<b>卒業後</b>													
1. パート、アルバイトなどを行っている。	○	○	○				○							
2. 長い間無職である。(働けない事情がある。)	○	○	○	○									※申立書	
3. 勤めを辞め、被扶養者になる場合。	○	○	○		○	○							※失業給付を受けた場合: 雇用保険受給資格者証のコピー	
父・母 弟・妹	A)年金受給者ではない場合。													
	1. 長い間無職である。	○	○	○	○								※世帯全員の住民票 ※場合によっては申立書	
	2. 勤めを辞めて被扶養者になる場合。	○	○	○		○	○						※世帯全員の住民票 ※失業給付を受けた場合: 雇用保険受給資格者証のコピー ※場合によっては申立書	
	3. パート、アルバイトなどを行っている。	○	○	○				○					※世帯全員の住民票 ※場合によっては申立書	
	4. 自営業を廃止して被扶養者になる場合。	○	○	○									※世帯全員の住民票 ※個人事業の廃止届出書(コピー可) ※場合によっては申立書	
	B)年金受給者の場合。													
	1. 長い間無職である。	○	○	○	○							○		※世帯全員の住民票
	2. 勤めを辞めて被扶養者になる場合。	○	○	○		○	○					○		※世帯全員の住民票 ※失業給付を受けた場合: 雇用保険受給資格者証のコピー
3. パート、アルバイトなどを行っている。	○	○	○				○				○		※世帯全員の住民票	
4. 自営業を廃止して被扶養者になる場合。	○	○	○								○		※世帯全員の住民票 ※個人事業の廃止届出書(コピー可)	
その他 被保険者の 三親等内の 親族	1. 長い間無職である。	○	○	○									※世帯全員の住民票 ※場合によっては申立書	
	2. 勤めを辞めて被扶養者になる場合。	○	○	○									※世帯全員の住民票 ※失業給付を受けた場合: 雇用保険受給資格者証のコピー ※場合によっては申立書	
	3. パート、アルバイトなどを行っている。	○	○	○									※世帯全員の住民票 ※場合によっては申立書	
	4. 自営業を廃止して被扶養者になる場合。	○	○	○									※世帯全員の住民票 ※個人事業の廃止届出書(コピー可) ※場合によっては申立書	

★これはあくまで早見表ですので、必ず ～被扶養者異動届提出時の添付書類～ などをご確認の上、適正な書類提出をお願い申し上げます。